

審査ガイドの位置付けについて（第2回）

令和3年5月12日
原子力規制庁

1. 経緯

令和2年度第65回原子力規制委員会（令和3年3月17日）において、審査ガイド¹の位置付けについてイメージ²を提示し議論いただいた。その際、ガイドを使用する審査官の意見を聞くよう指摘があり、現在議論を行っているところである。

これまでの意見を踏まえ、「審査ガイドの位置付けについて（仮称）」（素案）を作成したので、更なる議論をお願いしたい。

2. 議論

（1）前回の委員会での主な意見

- 審査ガイドの記載に誤りがある、使用されていない手法が記載されている等、審査ガイドの記載に問題がある場合は見直しが必要であるが、最新知見を網羅的に迅速に反映する必要は必ずしもない。
- 審査ガイドによって書き方に粗密があるのは、規制要求によってその強度が異なるためであり、整合性を図る必要があるわけではない。
- 放射性同位元素等の規制関連のガイドのように、多くの申請を対処するため、規範的にせざるをえない、定型化しておきたいという意図で作成するものもある。
- グレーデットアプローチの観点からは、審査ガイドの記載は簡略な方がよいという考え方もできる。
- 審査ガイドは、申請者にとって予見性があるという点だけでなく、審査官にとっても審査の公平性、網羅性の観点から有益なものである。

（2）審査チーム員の意見

審査官から収集した意見の概要を別紙に示す。

（3）「審査ガイドの位置付けについて（仮称）」（素案）について

上記（1）を踏まえ、また、（2）を参考に、審査ガイドの位置付けについて

¹ 原子力規制委員会が作成するガイドのうち、原子炉等規制法に基づく基準規則等に関する審査に用いるためのもの。このほか、原子力規制庁が作成する審査ガイド、原子力規制委員会が作成する審査に係る手続、運用等を示すガイド及び原子力規制委員会・原子力規制庁が作成する検査に係るガイド等がある。なお、旧原子力安全・保安院から引き継いだ審査要領を基に策定されたものがある。

² 審査ガイドの位置付けとその策定手続きについて 令和2年度第65回原子力規制委員会（令和3年3月17日）資料3（別添）

(イメージ)を見直し、別添のとおり素案を作成した。

3. 今後の進め方

本日の議論を踏まえ、「審査ガイドの位置付けについて(仮称)」(案)を取りまとめ、原子力規制委員会に諮ることとしたい。

(別添)

審査ガイドの位置付けについて（仮称） （素案）

令和●年●月●日
原子力規制委員会

1. 審査ガイドの目的

- 審査ガイドは、新規制基準適合性審査において、審査官が参考とする文書である。
- 審査ガイドは、審査官が新規制基準への適合性を確認する方法の一例を示した手引である。

2. 審査ガイドを策定する際の留意点

審査ガイドを策定する際には、以下の点に留意する必要がある。

- 立地地点毎に審査を行う自然ハザードに係る審査と、共通性のある機能・設備を対象とし従前の審査経験が活用できる審査とでは、記載の範囲・詳しさ、活用の程度・仕方が異なる。
- 施設の種類、特性等により規制要求に対する設備・手順等の対応が異なるため、これを踏まえた審査ができるよう記載を工夫する必要がある。

3. 審査ガイドを用いる際の留意点

審査ガイドを用いる際には、以下の点に留意する必要がある。

- 審査ガイドは、審査官にとって審査の公平性、網羅性の観点から有益なものであり、申請者にとっては審査の予見性を与えるものである。
- 審査ガイドに示す手法によらない手法であっても、技術的根拠があれば基準適合性を確認することができる。
- 審査に当たっては、審査官・申請者双方が自ら学び考える姿勢が大切であり、単に「これに則っていれば良い」というものではないとの認識をすることが重要である。
- 審査に当たっては、審査官自らが科学的、技術的、合理的に思考・判断をする姿勢が必要である。